

さとうきびの品目別経営安定対策Q & A の主な変更点について

1 対象者要件の運用改善の反映

さとうきびの品目別経営安定対策に係る対象者要件の運用改善（平成20年12月）の内容をQ & Aに反映しました。平成21年度中の本則要件への移行に向けてご活用下さい。

（運用改善の内容）

- ・ 受託者となれる認定農業者の要件について、さとうきびを生産していないすべての認定農業者に拡大しました。（Q25）
- ・ 収穫作業を受委託する場合の取扱いについて、「刈倒し」又は「搬出」の受委託だけでも収穫作業の受委託要件を満たすこととしました。（Q36）

2 気になるQ & A 10問の作成

農家の皆さんにとって関心が高いと思われるQ & Aを抜き出し、「さとうきびの品目別経営安定対策 気になるQ & A 10問」として整理しました。

3 これまでの問いと回答の見直し

Q & Aの内容を分かりやすくするため、これまでの問いと回答についても全面的に見直しました。

4 デザインの一新

Q & Aを見やすく、使いやすくするため、これまで一緒になっていたさとうきびとでん粉原料用かんしょのQ & Aを別々にするとともに、デザインを変更しました。

5 主なお問い合わせの追加

Q & Aの作成後に寄せられた

- ・ 急な病気や風水害等によって対象者要件を欠いた場合の取扱い
（Q15、Q17、Q20、Q32）
- ・ 基幹作業の具体的な内容や実施方法（Q33、Q34、Q35）
- ・ 法人格を持たない組織への課税や収入印紙の取扱い（Q52、Q53）
- ・ 農業高校や試験場、PTAの取扱い（Q55）

等の主なお問い合わせをQ & Aに追加しました。

※平成21年度中に本則要件を満たしましょう！